滞納市税でお悩みのかた

税務課管理収納係　TEL 25-1132・1136
伊勢県税事務所納税課　TEL 0596-27-5127

県・市町による共同滞納整理について

鳥羽市を含む南勢志摩地域の3市4町と伊勢県税事務所では、11月と12月の2か月を「差押強化月間」と位置付け、地方税の滞納整理に取り組みます。

何もせずに未納をそのまま放置しておいても問題の解決にはなりません。それどころか延滞金の増加、勤務先や取引先への調査、差し押さえ・公売などの不利益を受けることになりますので、早めに窓口や電話で相談してください。

鳥羽市の滞納市税に対する取り組み

納税することができるにもかかわらず納期限を過ぎても市税などを納税していないかたに、地方税法などで定められた滞納処分を実施します。

その場合は、勤務先などへ調査を行った後、給与・売掛金の差し押さえを実施するなどの滞納整理または三重地方税管理回収機構に徴収権の移管を行います。

三重地方税管理回収機構とは

県内市町の滞納地方税の徴収を専門的に行う組織として設立されました。県内各市町の滞納整理事案を引き受け、専門的な手法を駆使しながら、迅速な滞納整理を行っています。

鳥羽市の直近3年の移管状況は、次のとおりです。

年　度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
移管件数	9件	15件	15件
徴収額	687万2,226円	2,233万9,462円	2,597万655円

平成16年の機構設立以降、移管した案件は、延べ約200件で、徴収額は約3億円となっています。

放置しないで相談を

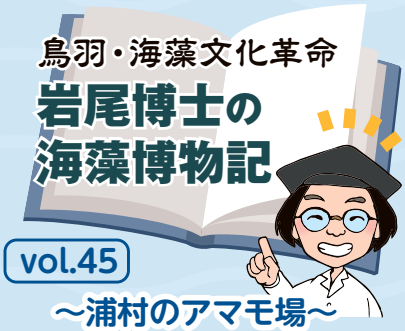
「けがや病気」「失業」など、やむを得ない事情により一時的に納税することが困難な場合には、市税については鳥羽市税務課（市役所西庁舎2階）、県税については伊勢県税事務所まで相談してください。

納税相談窓口の開設

事前予約不要で、納税相談窓口を開設します。気軽に相談してください。

とき　12月11日（金）　午後5時15分～6時15分
ところ　市役所西庁舎2階・税務課

鳥羽・海藻文化革命
岩尾博士の海藻博物記
vol.45
～浦村のアマモ場～



水産研究所 TEL 25-3316

アマモ場には魚やエビ、ゴカイの仲間、貝類をはじめ多種多様な生き物が暮らしており、沿岸生態系を支える重要な場所である。鳥羽にも当然アマモ場は存在するが、この15年ほどの短い期間だけでも減少している。この海藻博物記でも2019年7月号では浦村の小白浜や安楽島漁港近くにはしっかりとしたアマモ場があると記してあり、2021年9月号では小白浜の豊かなアマモ場で旧長岡中学校、旧鳥羽東中学校の生徒らによる生物観察会やアマモの種の採取会の様子を伝えていた。しかし、2024年4月号には2023年の春には小白浜のアマモ場が激減したことを報告している。確かに、その年あたりから海の博物館主催の小白浜アマモ場での種採取会は実施できていない。その代わり、それまでも博物館と浦村支所で行ってきたアマモ場の保全活動によりいっそう力を入れている。安楽島漁港対岸にあったアマモ場も小白浜での激減に先立って、消失している。

この夏、小白浜のアマモが失われてしまった場所に水中ドローンを入れて調査を行ったところ、広い範囲ではないが、そして、密度も高くはないが、しっかりとした葉を持つアマモ場が確認できた。復活したものなのか、ひそかに生え残っていたものなのかは判然としないが、確かに存在した。葉は魚による食害の痕が目立ってはいたが。これがしっかり残って、冬には茂るといいなと思う。ちなみに、安楽島のアマモ場はまだ消失したままであった。比較写真として、高密度に生えている桃取町奈佐の浜のアマモ場を示した。



浦村小白浜:小白浜のアマモ場



奈佐の浜:桃取の奈佐の浜の高密度なアマモ場